

# 「モラルハザード」の両義性

## 「事故米」報道は何を伝えたのか(1)

戸 倉 恒 信  
Tokura Tsunenobu

(台湾大学歴史学研究所博士課程)

### はじめに

一定限度の残留禁止農薬を明示したネガティブリスト制に替わり、残留可農薬を原則明記したポジティブリスト制度が実施されてから一年余りが経過した二〇〇七年の夏、『読売新聞』に一つの記事が掲載された。そこには昨年(二〇〇八年)一年間を通じて断続的に流された食品安全事件「報道」を予見するかのように、様々な製品への「不信」を伝え、記事の書き手は『根深い腐敗』という項目を掲げて、文末で「倫理」とい

う概念に言及していた。

……消費者の命、健康を考えないモラルハザード(倫理の欠如)の病巣は、末端の生産現場から腐敗官僚にまで深く根付いている。危ない食品の根絶は極めて難しい<sup>(1)</sup>。

近年よく目にするようになつたこの括弧つきで字義説明の施される「モラルハザード」という用語は、如上の記事では「消費者の命、健康を考えない」行為一般を指す概念として使用されている。しかし、これ

が「二〇〇七年」に頻繁に報じられた「偽装」行為そのものへの「国内」的な自省を促す概念としてではなく、「国民」の健康保護が最も重要であるという『食品安全基本法』の制度認識の下で講じられた「中国産」一般への描写であったといえ、この「モラルハザード」という片仮名語には、いかなる「意味」が与えられていたと考へられるだろうか。それだけで敢えて「倫理の欠如」という説明が施される理由は何なのだろうか。それはこの語が、元来保険業界の専門用語であったことと関係している。この用語が日本に輸入されたころは、万一事態という「実体的危険」(physical hazard)に備える保険が、実際それへの加入行為によって加入者の危機意識が低下

既に知られている通り、hazard

したり、更には保険金詐欺等の標的になるといった、「二次的災害」を引き起こす側面を注意喚起する用語だったからである<sup>(2)</sup>。言い換えると、「実体的危険」に対置する「心的(spiritual)危険」との関係構図の所在を指摘するべく、保険業界内で用いられた概念が、そもそも片仮名表記されていた「モラルハザード」であり、これを「言い換える」ためには『新聞』ではわざわざ「括弧つき」で字義説明を加えていたのである。ちなみに、この用語の「言い換え」について山岡洋一氏は二〇〇三年四月に国立国語研究所が外来語に対する

「言い換え提案」を行った翌日、『新聞』紙上に出現した「倫理の欠如」と訳されるモラルハザード」といふ説明の出現に注目され、保険用語から後に金融用語へと意味的拡張が起きる間に、破綻企業の経営者に対する社会的責任を追及する「日本的」な用法へと変質していったことを論じられている<sup>(3)</sup>。

本稿の課題は、山岡氏が提出されたこの片仮名語の意味的変質の軌跡を検証することではない。そうではなく、翻訳家としての氏が拘ることの片仮名語の「原意」から、『新聞』記事の書き手なり、また読み手が「中

## 中国食品遠い信頼回復 業者「もうかればいい」

安全性が問題視された主な中国製品 (一般商品を除く)	
2006年 せき止め薬	中国産原料を含有。パナマで100人以上が死亡
2007年3月 ペットフード	中国産原料を使用。米国で多くの犬や猫が死亡
6月 練り肉用唐脂	米国、パナマなど販売。毒性物質を検出
7月 玩具・工具	「さわんしトマス」のおもちゃの塗料に有害物質の鉛が混入
7月 ダイエット食品	5品目から有害物質を検出
7月 電球	発火の恐れがあるとして、米国で使用者が自主回収
7月 トラック用タイヤ チューブ	トラック用の14.3%が強度不足と判断

■中国製医薬品事件  
中国が生産する医薬品が、品質不適格と見なされ、世界中の医療機関で使用を止めた。中国の医薬品は、多くの生産地で品質問題があり、世界中の医薬品市場で問題視されている。

■中国製玩具事件  
中国が生産する玩具が、品質不適格と見なされ、世界中の玩具市場で問題視されている。

■中国製電球事件  
中国が生産する電球が、品質不適格と見なされ、世界中の電球市場で問題視されている。

■中国製自動車事件  
中国が生産する自動車が、品質不適格と見なされ、世界中の自動車市場で問題視されている。

■中国製食品事件  
中国が生産する食品が、品質不適格と見なされ、世界中の食品市場で問題視されている。

■中国製化粧品事件  
中国が生産する化粧品が、品質不適格と見なされ、世界中の化粧品市場で問題視されている。

■中国製衣類事件  
中国が生産する衣類が、品質不適格と見なされ、世界中の衣類市場で問題視されている。

■中国製電子機器事件  
中国が生産する電子機器が、品質不適格と見なされ、世界中の電子機器市場で問題視されている。

■中国製建築資材事件  
中国が生産する建築資材が、品質不適格と見なされ、世界中の建築資材市場で問題視されている。

■中国製農業資材事件  
中国が生産する農業資材が、品質不適格と見なされ、世界中の農業資材市場で問題視されている。

■中国製自動車部品事件  
中国が生産する自動車部品が、品質不適格と見なされ、世界中の自動車部品市場で問題視されている。

■中国製化粧品部品事件  
中国が生産する化粧品部品が、品質不適格と見なされ、世界中の化粧品部品市場で問題視されている。

■中国製衣類部品事件  
中国が生産する衣類部品が、品質不適格と見なされ、世界中の衣類部品市場で問題視されている。

■中国製電子機器部品事件  
中国が生産する電子機器部品が、品質不適格と見なされ、世界中の電子機器部品市場で問題視されている。

■中国製建築資材部品事件  
中国が生産する建築資材部品が、品質不適格と見なされ、世界中の建築資材部品市場で問題視されている。

■中国製農業資材部品事件  
中国が生産する農業資材部品が、品質不適格と見なされ、世界中の農業資材部品市場で問題視されている。

中国製品の「モラルハザード」を語る新聞記事  
『読売新聞』(2007.07.25)

如」を「中国」へ援用することによって画定されれる自己同一性よりも、寧ろそれによって画定される自己同一性の「内部」に、

この種の思考形態がそのまま据え置かれる部分にこそ、構造的な問題が存在し

てゐると言えよう。従つて、これを日本での「内的」な問題であると規定をし、実体的危険に対置する心的な関係構図を注意喚起してゆくという意味で、本稿ではこの「モラルハザード」という概念を方法的なカテゴリーにしようというのである。

「倫理」に言及しながら、外部社会を画定してゆくような行為が同時に構築する内部的・社会の成り立ちへの注意を喚起すること、一言でいうならばそれは「自省」に他ならぬ。したがって、「安全」を脅かすような責任の所在を「内なる他者(外部)」へ画定せしめることで、自己に一応の「倫理」感を回復するに至ると同時に、「倫理の欠如」から免れていると思いつこめる、このおめでたい自己実体化の生成過程を自覚すること、それが「安全/危険」に言及する主体がまず向き合うべき課題であるといえよう。そこで本稿では、physicalな対象について個別に照射してゆく「安全・危険」の認識とは別に、漠然としたイメージから「自己」を画定する、そういうspiritualな認識作業に潜伏してゆく「二次的問題の契機を意識せしめる概念を「モ

ラルハザード」と規定し、以下に第一次的な事件から派生する「**二次的問題**」の構成条件を振り返りながら、喚起すべき「病巣」を捉えてゆくことにしよう。

**一、「実体的危険」への接近**

まず本節で述べるのは、昨年の九月五日、農水省が三笠フーズに対し「事故米」の食用転売が確認されたとして回収指示命令を出し、同月七日の『毎日新聞』の『社説』に「食の安全への関心が高まる中で」と前置かれた論述によって始まる「**二次的問題**」の生成プロセスについてである。

喚緊の課題は、転売された事故米の流通ルートの把握と消費者の健康に影響が出ないかの確認である。なのに、農水省は「健康被害はない可能性が大きい」として、転売先を明らかにしない。それでも焼酎などの業界全体の風評被害が防げないし、消費者の不安も一向に解消しない<sup>(5)</sup>。

農水省が二笠フーズに対し「事故米」の食用転売が確認されたとして回収指示命令を出し、同月七日の『毎日新聞』の『社説』に「食の安全への関心が高まる中で」と前置かれた論述によって始まる「**二次的問題**」の生成プロセスについてである。

ラルハザード」と規定し、以下に第一次的な事件から派生する「**二次的問題**」の構成条件を振り返りながら、喚起すべき「病巣」を捉えてゆくことにしよう。

転売先を明らかにしないという農水省の判断こそが風評被害の起きる原因だと認識していることに基づく。つまりこの『社説』には、「危険」の潜在的所在を画定させることこそが、「安全」を保障する唯一の手段であるとして、「事故米」の流通先の公開が、そのまま政府へ要求されているのである。そして『新聞』側の主張をより鮮明にするが如く、その翌日の同紙には、この『社説』が

言及した「業界全体の風評被害」と「消費者の不安」という命題関係をそのまま維持させながら、同日に熊本県の焼酎メーカー二社が会見を行った実名で明らかにしたことを報じる傍らで<sup>(6)</sup>、「農水省は事故米の転売先の公表が遅れ、それがかえって実名で明らかに」したことを報じる傍らで<sup>(6)</sup>、「農水省は事故米の転売先の公表が遅れ、それがかえって

私がなぜ『社説』に著わされたことを編集している。言い換えると、ここ

は『社説』が言及した「業界全体の風評被害」と「消費者の不安」とを対置させつつも、「政府による」流通先リスト公開の遅れが、潜在的な「危険」を生産している根拠へと仕立て上げられているのである。このことは、同日の『産経新聞』でも、「農水省と同社（三笠フーズ）が転売先や商品名を公表していないため確認作業が難航している会社も多く、

「お客様の不安を考えれば一刻も早く公表すべきだ」と批判の声が相次いでいる<sup>(8)</sup>と叙述されていることからも伺える。しかし、ごく普通の感覚からいえば、ここにはなぜ「お客様の不安」を考えることのできる企業が、「お客様の不安」を解消する「喚緊の課題」として、自らの販売する商品への自主的精査を行わず、農水省へ企業名リストの公開を要求しているのか、という疑念は省略されている。二次的な被害発生を

企業と、「内的」に対置しながら認識されてゆく被公開（他律的）企業への「風評被害」なりを、この「内部」社会が自主的にどう解消するのかについての思考も、必然的に欠落しているのである。

例えば、事件の第一報から一週間が経過した十一日、農水省で行なわれた記者会見の模様を伝えた報道には、流通先リストの公開が記者によって執拗に要求され、その場の「雰囲気」が沸点に達していた様子が描かれている。

会見は当初午後五時半から始まつたが、「日清医療食品」の名前さえ明らかにできず、報道陣と押し問答になり、いったん六時半に打ち切られた。午後九時四十五分に再開され、日清医療食品の名前を明らかにしたもの、今度は、事務所を使用した施設数について、事

で並列編集された二つの記事には、すでに社会内部から生成されているリスク公開という「外部」の画定作

は必ず自律的な公開行為を以って、業には、同時に「内部」の危惧意識の低下が生産されることなど考えにも及ばないようである。したがって公開の曉に自律的な行動を起こした企業と、「内的」に対置しながら認識されてゆく被公開（他律的）企業への「風評被害」なりを、この「内部」社会が自主的にどう解消するのかについての思考も、必然的に欠落して

「近畿二府四県の保健衛生担当者から百十施設と聞いている」と同様の説明と食い違う説明をしたいのか」と問いつめても「把握していない」の一点張り。さらに、農水省が把握している百十箇所の府県別数についても明らかにせず、その理由も「調査に差し障りがあるので二府四県から非公開を依頼された」と大阪府など自治体の責任に転嫁した。説明責任を追及されると、「公衆衛生の業務は農水省の仕事ではないので、公表は出来ない点があることを理解してほしい」と述べ、都道府県や保険所などに「丸投げ」した。医療・福祉施設で、お年寄りの口に入っていたことは、梶尾課長は「大変遺憾に思う」と話すにとどまった。会見は十一時半まで約一時間四十五分にわたったが、ほとんどが報道陣との押し問答に終った<sup>(9)</sup>。

知識の増加に必要となる「未知」という概念の存在性を認めず、はじめから知識の全てを把握できると考

えているような「モラリスト」からすれば、さすがに「把握してない」という文言は耳障りであったようである。結局この文言が、「押しだし」に終始するまさに唯一のモチベーションであったという状態描写をみると、日本の社会にはやはり「法」概念に対する緊張感の希薄が甚だしいといえる。ここでは、農水省の「公表できない」理由が「風評被害だと訴訟を起されれば確実に負ける。権限のある保険所なら衛法違反の疑いがある米の流通先として業者名を出せる」というような単なる実定法に依拠していることさえも、問い合わせを発している記者たちは考慮すらしていなかつたからである<sup>(10)</sup>。

問題は、むしろこの押し問答をしている記者は、一週間にわたりて念佛を唱えるが如く、まさに無心にリスト公開を唱えていたわけで、そのような自己目的化した言説空間においては普通の言語を使って理由説明をしても、この「普通の符号」はも

いう、あの悪しき傍観主義がはびこっていて、だからこそ本来負うべき以上の「責任」も誰かに負わせてしまえるという「法」の範(たが)がないことへの順応が実践されてゆくのである。だから、二府四県から「非公開を依頼された」というお上の説明を、自治体へ「責任」転嫁したと解したり、省庁所轄の業務範囲が有るという理由を都道府県や保険所などに「丸投げ」したと解してゆくように、論拠の上では農水省的理由には「手続き」に対する自覚だけは残されていて、記者がそういう「順番」を躊躇しているにもかかわらず、紙面には「不安」や「戸惑い」を代弁する書き手と、それに対応する農水省という構図が当然の如く実体化している。

会見報道の翌日、『産経新聞』の『社説』には「消費者に冷静な対応を促すためにも」という理由を掲げ、「適時適切な情報の開示に全力で取り組む必要がある」として…

農水省が転売先の企業名公表を拒もうである。つまり、会見では「雰囲気」が事の次第を決定してゆくとした

被害につながる恐れはない」と言つて、だからこそ本来負うべき信増大につながった。危険レベルが低いというのなら、なおさら事実関係を明確にし、真っ先に消費者の理解と協力を求めるのが筋だ。知らぬが仮を決め込もうとした農水省の消費者対応は明らかに順番を間違えている<sup>(11)</sup>。

ということが論じられている。即ちこの『社説』の書き手は、「冷静な対応を促すため」に要求される情報は、「健康被害につながる恐れはない」知識ではないのだといい、その「安全情報」と「無用な風評被害の防止」によって「逆に消費者の不安を募らせ」てることが「問題」だという。だとすれば、健康被害がないのだから、流通先を公開せよといふ要求の彼方にある「知識」とは一体何なのだろうか。仮に「危険レベルが低いというのなら、なおさら事

念が内包している事実関係を明確にすることが、認識されるべき「順番」となるはずである。しかし、「よく普通の言語符号すら額面どおりに解釈することすらままならない書き手こそが、「順番」という手続きを踏まず、既に明確に指摘されている基礎知識を想起する余裕のない主体なのである。

この「基礎知識」の所在については次節で明らかにするとして、まず先に「倫理(モラル)」という用語の「日本的」使用法について確認しておくことにしよう。その典型例は、「事故米」転売事件を受けて、弁護士であり食の安全・監視に関わっておられる神山美智子氏が「企業のモラルを高める努力を怠ってきた行政の責任は大きい」として、現行JAS法が「食品偽装」を直接罰する規定がないことを指摘され、法的に野放しでは「企業のモラルは向上しない」という提言をされた、その思考法である。<sup>3)</sup> この「法」に明るい「食の安全」を代弁される知識人が、「モラル」を社会の自省性の有／無に求めるのでなく、それを現行JAと連続してしまう思考法に、「市民」の自治意識向上の契機欠乏が顕著に

／無に求め、そこから行政の「責任」を論じるという「倫理の欠乏」論には、日本に於ける「市民」という用語使用そのものの問題が露呈さてはいまいか。言うまでもなく、この識者の判断は誤謬(「ごびゅう」)を含んでいる。なぜなら JAS 法を修正する目的とは、産地等の「偽装」行為が詐欺罪を通過せずに事件化できる「制度」を作ることにあり、もとより法人や自然人の「モラル」を向上させるのがそもそも目的ではないからである。仮に、この種の「制度」へ無自覚に順応することで、社会的「モラル」が向上するのなら、ではなぜそういう便利な制度が「修正される」のか、という根本的な問題に答える必要が生じるのはずである。更に言えば、「事故米」が実際には「制度の修正」によって発生したという事実を、「モラル」との距離からどう捉えようというの発定法の修正は「モラルの向上」など保障しない。<sup>4)</sup> 換言すると、向上させた結果論を延々と繰り返し、他方で実際には自律的公開なり自省を行なつて、政府や役人に対して二次的災害の救済を直接求めるといった対照関係を構成するのである。<sup>5)</sup> だから、

現れるのである。つまり、ここに「欠乏」しているのは、spiritual な概念としての「市民」という擬似的代名詞から、physical な存在としての市民に必要とされる「知識」を照射してゆけるような法制度自身の「成り立ち」に対する自覚ではないのか。社会になんとなく充満している「雰囲気」を唯一の行動指針とする日本に於いては、内部社会に本来ある自律的公開の意味やその作用について、「市民」の代表が市民に向けて「思考の停止」に警鐘を鳴らすことなど皆無である。日本では市民の代表が、終始「擬似的代名詞の代弁者」になり得ないからこそ、実定法に則って動く政府や役人に対する責任論を延々と繰り返し、他方で実際に自律的公開なり自省を行なつて、政府や役人に対して二次的災害の救済を直接求めるといった対照関係を構成するのである。<sup>6)</sup> だから、

#### 参考文献

- (1) 杉山祐之『中国食品 遠い信頼回復』、『読売新聞』(一〇〇七年七月二十五日)

- (2) 例えば一九八九年発行の『日本語大辞典』では、「モラルハザード」

- を「預金保険制度・損害保険制度の充実が、かえって利用者に損害に対する不注意や無関心を起こさせることによる危険」だとして、「倫理の欠如」というようないい換え」は記されていない。

- 梅棹忠夫、金田一春彦、阪倉篤義、日野原重明監修『日本語大辞典』(講談社、一九八九年) 一九六四頁。

- (3) 山岡洋一『片仮名語の悲惨』、「モラルハザード」と職業倫理の欠如』、『翻訳通信』第二期、十一月号(一〇〇三年五月)。

が並列されていながら、「内的」な緊張関係は全く構成されることなどない。その意味では、『新聞』の並列的な編集は、まさに日本の社会的現実をアイロニカルに反映しているといえよう。

(次号へ続く)

(4) 日本文化の固有性を主張するための、いわゆる「国学」的言説は十八世紀ごろに始まるとするが、現代における方法的典型としては、津田左右吉が「中国」古代思想史研究で展開させた対他認識がある。彼は「シナ」や「シナ人」という概念にネガティブなイメージを伴わせることにより、対岸にある「日本」古代史を系譜的に独立させてゆく手法を用いた。日本で連綿と受け継がれる「津田シナ学」的視角については、拙著『作為方法的格義・兼論思想史中「東方」の位置』(台湾大学哲学研究所、二〇〇四年) を参照。

(5) 社説『汚染米転売 業者も農水省も無責任だ』(『毎日新聞・夕刊』(二〇〇八年九月七日)

(6) ここでは抜群酒造と六調子酒造を指す。高橋克哉『熊本2メークー「我々は被害者」』(『毎日新聞・夕刊』(二〇〇八年九月八日))

(7) 山田宏太郎、村松洋『消費者に広がる不安』(『毎日新聞』(二〇〇八年九月八日))

(8) 『仕入先確認追われる 外食産業など「商品名公表を」』(『産経新

(9) 工藤明久『食卓襲う影 責任転嫁 丸投げ農水省』(『毎日新聞』(二〇〇八年九月十二日))

(10) 農水省、ジタバタし通し』(『朝日新聞』(二〇〇八年九月十四日))

(11) 国の指針では、常習性がなく過失による一時的な場合は「指導」とし、产地や消費・賞味期限などの表示でJAS法違反が確認された場合、「改善指示」を出し、業者名を「公開」するとしているが、昨年十二月に示された新たな「公開基準」によると、「違反の疑いがある業者が、意図的に帳簿などの書類を捨てて偽装の隠ぺいを図った場合、業者名を公表する」としている。奥山智己『違犯業者原則公表』(『毎日新聞』(二〇〇八年十二月十七日))

(12) 主張『汚染米転売 情報開示の遅れが問題だ』(『産経新聞』)。また該紙の同日夕刊でも、食品安全委員会見上彪委員長の「三笠フーズ(社名)」公表した人は(政府が)応援しなければならない」と述べたと報じている。『公表業者 国に要請』(『読売新聞』(二〇〇八年九月二十日))

(13) 神山美智子『行政の怠慢こそ問題だ』(『朝日新聞』(二〇〇八年九月十八日))

(14) このことについては、本誌掲載の拙著、『「基準値」論争は何を語ったか・「メラミン汚染」報道から考える(下)』で言及した。台灣ネスレの「実定法」に順応した対応が、果たして「モラル」という概念とどういう距離関係にあったかを見れば分かるはずである。

『食品と科学』五月号を参照。

(15) 例えは、公表業者である鹿児島県の西酒造社長は、九月十九日、内閣府の野田消費相を訪れ、「(製品が)安全基準に達していたらスピーディに国が公表して、名誉回復していただきたい」と要請している。これに対して野田消費者相は、「(西酒造のように)自主的に(社名を)公表した人は(政府が)応援しなければならない」と述べたと報じている。『公表業者 国に要請』(『読売新聞』(二〇〇八年九月二十日))

導入の基本から審査までを分かりやすく解説

# ISO22000認証取得宣言

— 小さな会社だからこそ —

**宮澤 公栄** (国際審査員登録機構・ISO22000主任審査員)



A5判、130ページ  
定価 2,100円(税込)

食品と科学社 TEL 03-3291-2081 FAX 03-3233-0478